

## わがまち特例(地方決定型地方税制特例措置)について(飯山市)

わがまち特例とは、固定資産税の特例の内容を地方税法の範囲内で、地方自治体が条例で定めることができる仕組みのことです。

該当する資産を所有する方は、種類別明細書(増加資産・全資産用)の摘要欄に該当する条項を記入し、特例対象であることが確認できる書類を添付して申告してください。

| 対象資産<br>地方税法   | 取得<br>時期  | 摘要<br>期間 | 特例<br>割合 | 具体的資産、添付書類等   |
|--|---|----------|----------|---|
| 水質汚濁<br>防止法に<br>係る汚水<br>または廃<br>液の処理<br>施設<br><br>(地方税法<br>附則第 15<br>条第 2 項<br>第 1 号)        | 平成<br>28 年 4<br>月 1 日<br>～平成<br>30 年 3<br>月 31<br>日 | 期限<br>なし | 1/3      | <p>水質汚濁防止法に規定する特定施設又は指定地域特定施設を設置する工場・事業場の汚水又は廃液処理施設。</p> <p>具体的には、沈でん又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、ろ過装置、バーク処理装置、濃縮または燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈殿装置、脱有機酸装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、脱フェノール装置、脱アンモニア装置、貯りゅう装置及び輸送装置。<u>但し、既存の当該施設又は設備に代えて設置するものは除きます。</u></p> <p><b>添付書類</b></p> <p>①固定資産税の課税標準の特例に係る届出書</p> <p>②施設又は設備の仕様及び図面の写し</p> <p>③設置時期や金額が判る書類の写し</p> <p>④特定施設設置届出書の写し</p> |
| 大気汚染<br>防止法に<br>係る指定<br>物質の排<br>出・飛散<br>の抑制施<br>設<br><br>(地方税法<br>附則第 15<br>条第 2 項<br>第 2 号) | 平成<br>28 年 4<br>月 1 日<br>～平成<br>30 年 3<br>月 31<br>日 | 期限<br>なし | 1/2      | <p>大気汚染防止法に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設。</p> <p>具体的には、テトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収施設。<u>但し、既存の当該施設又は設備に代えて設置するものは除きます。</u></p> <p><b>添付書類</b></p> <p>①固定資産税の課税標準の特例に係る届出書</p> <p>②施設又は設備の仕様及び図面の写し</p> <p>③設置時期や金額が判る書類の写し</p>   |
| 土壌汚染<br>対策法に<br>係る特定<br>有害物質<br>の排出・   | 平成<br>28 年 4<br>月 1 日<br>～平成<br>30 年 3              | 期限<br>なし | 1/2      | <p>土壌汚染対策法に規定する特定有害物質の排出又は飛散の抑制に資する施設。具体的には、フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置。<u>但し、既存の当該施設又は設備に代えて設置するものは除きます。</u></p> <p><b>添付書類</b></p>  |

|  |   |          |     |  |
|--|---|----------|-----|--|
| 飛散抑制<br>施設<br><br>(地方税法<br>附則第 15<br>条第 2 項<br>第 3 号)    | 月 31<br>日   |          |     | <p>①固定資産税の課税標準の特例に係る届出書</p> <p>②施設又は設備の仕様及び図面の写し</p> <p>③設置時期や金額が判る書類の写し</p>   |
| 下水道除<br>害施設<br><br>(地方税法<br>附則第 15<br>条第 2 項<br>第 7 号)   | 平成<br>28年 4<br>月 1 日<br>～平成<br>30年 3<br>月 31<br>日 | 期限<br>なし | 3/4 | <p>下水道除害施設とは、公共下水道施設の機能を妨げ又は損傷するおそれのある下水を排水する使用者が、下水道施行令で定める基準に従い、下水による障害を除去するために設置する施設です。当該施設における沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、中和装置などが、課税標準の特例の対象となる資産です。<u>但し、既存の当該施設又は設備に代えて設置するものは除きます。</u></p> <p>添付書類</p> <p>①固定資産税の課税標準の特例に係る届出書</p> <p>②「除害施設新設等届」の写し</p> <p>③その他、除害施設の設置が確認できる書類</p>   |
| 太陽光発<br>電設備<br><br>(地方税法<br>附則第 15<br>条第 33 項<br>第 1 号イ) | 平成<br>28年 4<br>月 1 日<br>～平成<br>30年 3<br>月 31<br>日 | 3 年<br>間 | 2/3 | <p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で、太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置。なお、<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 6 条第 1 項の認定を受けたもの（再生可能エネルギー固定価格買取制度）は対象とならず、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得したもの。</u></p> <p>添付書類</p> <p>①固定資産税の課税標準の特例に係る届出書</p> <p>②「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し</p> <p>③再生可能エネルギー発電設備を取得した日が特例対象の取得期間内であることを確認できる書類（竣工検査日を確認できる書類）</p> |
| 風力発電<br>設備<br><br>(地方税法<br>附則第 15<br>条第 33 項<br>第 1 号ロ)  | 平成<br>28年 4<br>月 1 日<br>～平成<br>30年 3<br>月 31<br>日 | 3 年<br>間 | 2/3 | <p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 6 条第 1 項の認定を受けたもの。</p> <p>添付書類</p> <p>①固定資産税の課税標準の特例に係る届出書</p> <p>②「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写し</p> <p>③再生可能エネルギー発電設備を取得した日が特例対象の取得期間内であることを確認できる書類（竣工検査日を確認できる書類）</p>  |
| 水力発電<br>設備   | 平成<br>28年 4                                       | 3 年<br>間 | 1/2 | <p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で、電気事業</p>   |

|   |  |          |     |   |
|---|--|----------|-----|---|
| (地方税法<br>附則第 15<br>条第 33 項<br>第 2 号イ)                               | 月 1 日<br>～平成<br>30 年 3<br>月 31<br>日                  |          |     | 者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 6 条第 1 項の<br>認定を受けたもの。<br><b>添付書類</b><br>①固定資産税の課税標準の特例に係る届出書<br>②「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写し<br>③再生可能エネルギー発電設備を取得した日が特例対象の取得期間内である<br>ことを確認できる書類 (竣工検査日を確認できる書類)   |
| <b>地熱発電<br/>設備</b><br>(地方税法<br>附則第 15<br>条第 33 項<br>第 2 号ロ)         | 平 成<br>28 年 4<br>月 1 日<br>～平成<br>30 年 3<br>月 31<br>日 | 3 年<br>間 | 1/2 | 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規<br>定する地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で、電気事業<br>者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 6 条第 1 項の<br>認定を受けたもの。<br><b>添付書類</b><br>①固定資産税の課税標準の特例に係る届出書<br>②「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写し<br>③再生可能エネルギー発電設備を取得した日が特例対象の取得期間内である<br>ことを確認できる書類 (竣工検査日を確認できる書類)      |
| <b>バイオマ<br/>ス発電設<br/>備</b><br>(地方税法<br>附則第 15<br>条第 33 項<br>第 2 号ハ) | 平 成<br>28 年 4<br>月 1 日<br>～平成<br>30 年 3<br>月 31<br>日 | 3 年<br>間 | 1/2 | 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規<br>定するバイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で、電<br>気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 6 条第<br>1 項の認定を受けたもの。<br><b>添付書類</b><br>①固定資産税の課税標準の特例に係る届出書<br>②「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写し<br>③再生可能エネルギー発電設備を取得した日が特例対象の取得期間内である<br>ことを確認できる書類 (竣工検査日を確認できる書類等) 等 |
| <b>ノンフロ<br/>ン製 品</b><br>(地方税法<br>附則第 15<br>条第 40<br>項)              | 平 成<br>26 年 4<br>月 1 日<br>～平成<br>29 年 3<br>月 31<br>日 | 3 年<br>間 | 3/4 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に規定するノンフ<br>ロン製品で、自然冷媒 (アンモニア、空気、二酸化炭素又は水) を利用した次<br>の機器。<br>①冷蔵・冷凍陳列棚 (品温を摂氏 10 度以下に保つ機能を有する陳列棚)<br>②倉庫用冷蔵・冷凍装置 (倉庫内の温度を摂氏 10 度以下に保つ能力を有する<br>冷蔵装置又は冷凍装置)<br><b>付書類</b><br>①固定資産税の課税標準の特例に係る届出書<br>②施設又は設備の仕様書及び図面の写し<br>③設置時期や金額がわかる書類の写し        |

◇ お問い合わせ ◇

総務部税務課資産税係

〒389-2253 長野県飯山市大字飯山 1110-1 電話 0269-62-3111

太陽光発電設備（再生可能エネルギー発電設備）の課税標準の特例については、取得時期によって適用の内容、添付書類が違いますのでご注意ください。

平成 28 年 3 月 31 日までに太陽光発電設備を取得した場合は → ①へ

平成 28 年 4 月 1 日以降に太陽光発電設備を取得した場合は → ②へ

①平成 28 年 3 月 31 日までに太陽光発電設備を取得した場合

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の認定を受けた太陽光発電設備について、固定資産税における課税標準の特例が適用される場合があります。

|          |   |
|----------|---|
| 対 象 資 産  | 再生可能エネルギーの固定買取制度の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備（変電設備、送電設備などを含む）のうち償却資産に該当する部分が対象となります。                         |
| 資産の取得時期  | 平成 24 年 5 月 29 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に取得されたもの  |
| 期間及び特例割合 | 新たに固定資産税を課税させていただくこととなる年度から 3 年度分の固定資産税に限り、当該設備の課税標準額を 3 分の 2 の額                                    |
| 添 付 書 類  | ①固定資産税の課税標準の特例に係る届出書<br>②「再生可能エネルギー発電設備に認定について（通知）」の写し<br>③電気事業者が発行する「ご契約内容のお知らせ」の写し（受給開始日が確認出来るもの） |

②平成 28 年 4 月 1 日以降に太陽光発電設備を取得した場合

「再生可能エネルギー事業者支援事業補助金」を受けて設置した太陽光発電設備について、固定資産税における課税標準の特例が適用される場合があります。

|          |   |
|----------|---|
| 対 象 資 産  | 再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けている再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集積装置、蓄電装置等）  |
| 資産の取得時期  | 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に取得されたもの   |
| 期間及び特例割合 | 新たに固定資産税を課税させていただくこととなる年度から 3 年度分の固定資産税に限り、当該設備の課税標準額を 3 分の 2 の額  |
| 添 付 書 類  | ①固定資産税の課税標準の特例に係る届出書<br>②「再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書」の写し<br>③再生可能エネルギー発電設備を取得した日が特例対象の取得期間内であることを確認できる書類（竣工検査日を確認できる書類） |